

現大綱における京都メカニズムの活用に関する
施策の進捗状況について
(暫定評価)

目 次

【施策】	1
施策 1-1：共同実施（JI）及びクリーン開発メカニズム（CDM）に係る事業承認体制の整備	1
施策 1-2：国別登録簿等の整備.....	2
施策 1-3：民間事業者等による京都メカニズム活用の支援等	3
施策 1-4：相手国政府の理解促進等に向けた取組の実施.....	12
施策 1-5：国際的ルールの策定への貢献	12
施策 2-5：2008 年以降の本格的な活用に向けた必要な制度の在り方等の検討	13
【参考】	14
CDM 理事会等の状況.....	14

【施策】

対 策	施 策
○当面必要となる措置等の実施	1-1：共同実施（JI）及びクリーン開発メカニズム（CDM）に係る事業承認体制の整備 1-2：国別登録簿等の整備 1-3：民間事業者等による京都メカニズム活用の支援等 1-4：相手国政府の理解促進等に向けた取組の実施 1-5：国際的ルールの設定への貢献
○2008年以降の本格的な活用に向けた必要な制度の在り方等の検討	

施策 1-1：共同実施（JI）及びクリーン開発メカニズム（CDM）に係る事業承認体制の整備

- ・ 共同実施（JI）及びクリーン開発メカニズム（CDM）に係る締約国としての事業の承認及び事業の承認に係る手続その他必要な事項の決定については、「地球温暖化対策推進本部幹事会」の下に「京都メカニズム活用連絡会」（内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省）を設置して、これを実施（2002年7月19日地球温暖化対策推進本部決定）。
- ・ 事業の承認及び支援の体制、手続きその他必要な事項を決定（2002年7月22日地球温暖化対策推進本部幹事会決定；2002年10月16日京都メカニズム活用連絡会決定）。
- ・ これまでに日本政府が承認した事業は JI・1件及び CDM・5件。
- ・ これらによるクレジット獲得予測総量は、約 404～456 万 t-CO₂/年であり、日本の基準年排出量の 1.6%分に相当する約 2,000 万 t-CO₂/年の 20%程度となる。
- ・ ただし、政府は、指定運営組織や CDM 理事会が行うような詳細な審査を行うものではなく、政府承認基準は形式的なものであることに留意する必要がある。

※ 政府承認基準：

- ・ プロジェクトの内容が、京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に反するものでないこと。
- ・ プロジェクト実施主体が、破産その他の事由により、プロジェクトの適格な遂行が明らかに困難な経営状態にあると認められるものでないこと。

図表 1 これまでに日本政府が承認した事業

	承認年月日	CDM/JI	申請者	実施国	事業名	事業概要	クレジット獲得量 (t-CO2/年)
1	02/12/12	JI	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	カザフスタン	熱電供給所省エネルギーモデル事業	熱電供給所において日本で導入実績のある高効率のガスタービン及び廃熱回収ボイラによるコジェネ設備を導入する	約 6.2 万
2	02/12/12	CDM	豊田通商(株)	ブラジル	V&M Tubes do Brazil 燃料転換プロジェクト	木質バイオマスを利用した鉄鋼生産	約 130 万
3	03/5/22	CDM	電源開発(株)	タイ	タイ国ヤラにおけるゴム木廃材発電計画	ゴム木廃材を利用したバイオマス発電	約 60 万
4	03/7/15	CDM	イネオスケミカル(株)	韓国	韓国ウルサン市における HFC 類の破壊事業	HCFC22 の副生産物としての HFC23 の破壊	約 140 万
5	03/7/29	CDM	関西電力(株) (e7 基金を代表して申請)	ブータン	e7 ブータン小規模水力発電 CDM プロジェクト	未電化の村に小規模水力発電所を建設する	約 500
6	03/12/3	CDM	日本ベトナム石油(株)	ベトナム	ランドン油田随伴ガス回収・有効利用プロジェクト	海上油井からの随伴ガスのフレアを止め、陸上に供給し活用する	約 68 万～120 万

施策 1-2：国別登録簿等の整備

- ・ 国別登録簿システムについて、地球温暖化対策推進本部決定に従い、環境省と経済産業省が共同で開発。2004 年中に運用を開始できるよう整備を進めている。
- ・ 環境省が実施する「温室効果ガス排出量取引試行事業」及び経済産業省が実施する「クレジット（排出削減量）取引・移転試行事業」において、国別登録簿システムを用いて、排出枠・クレジットの発行・保有・移転を実施（2003～04 年度）。

施策 1-3：民間事業者等による京都メカニズム活用の支援等

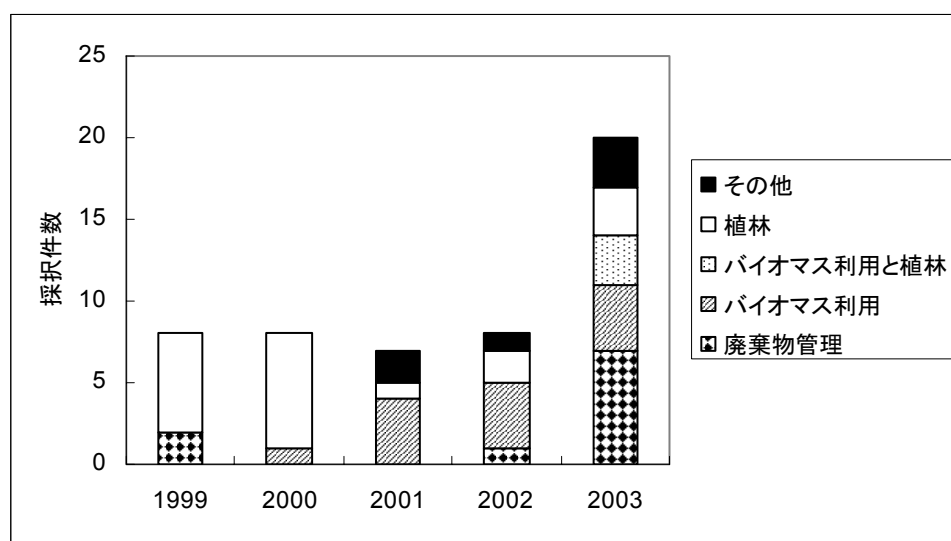
(1) 案件発掘

- ・ (財)地球環境センター (GEC) では 1999 年度より、「温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査」として、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトのアイデアについて実現可能性の調査 (フィージビリティ・スタディ) を行い、CDM/JI として有望な案件の発掘を推進している。

図表 2 「温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査」の対象となる技術分野

バイオマスの利用	家庭からの生ごみ、農作物からの廃棄物、家畜からの糞尿など有機物 (バイオマス) を用いたバイオガス発電、間伐材・廃材による炭焼きなどの化石燃料に依存しないエネルギーへの転換など
メタン、亜酸化窒素の排出抑制	水田やごみ埋立地からのメタン排出、農地からの亜酸化窒素の排出などを抑制するため、環境保全型農業への転換、排出メタンの有効利用など
その他、植林など CDM/JI 事業として有効と認められるもの	

(出典) GEC 資料

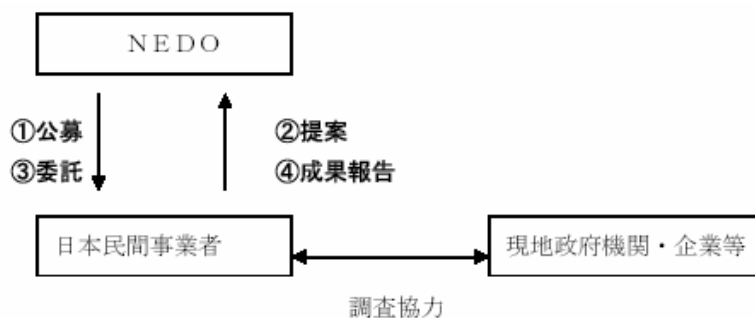


図表 3 「温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査」採択状況

(注) 2003 年度予算 5.5 億円、2004 年度予算案 7.5 億円

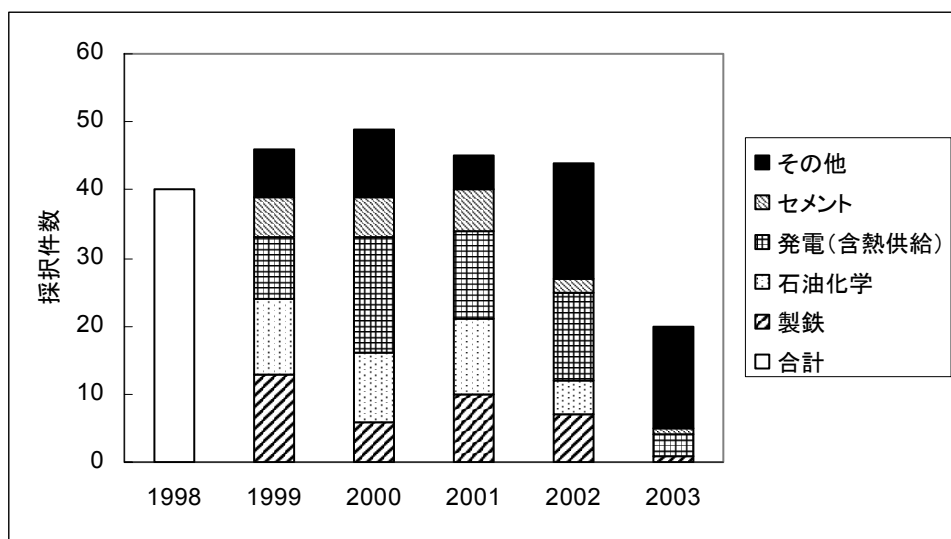
(出典) GEC 資料

- ・ (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) では、「共同実施等推進基礎調査」として、わが国の省エネルギー技術または石油代替エネルギー技術による CDM/JI の積極的な活用を目指した案件発掘を推進している。



図表 4 「共同実施等推進基礎調査」の枠組

(出典) 経済産業省「京都メカニズム利用ガイド」

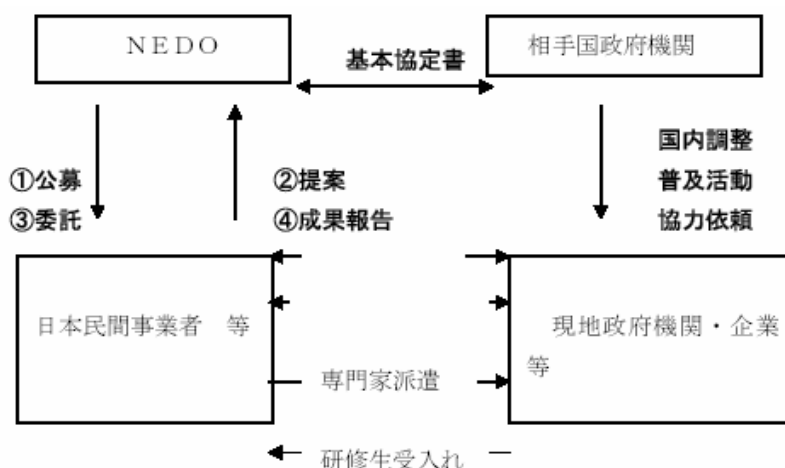


図表 5 「共同実施等推進基礎調査」採択状況

(注) 2003 年度予算 22 億円、2004 年度予算案 8.5 億円

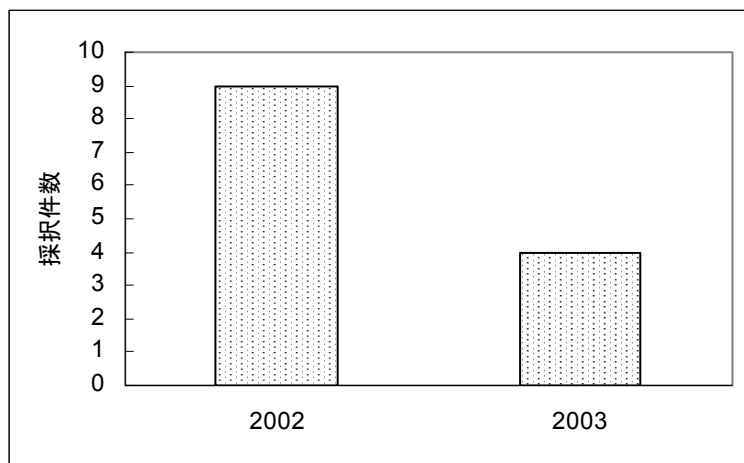
(出典) NEDO 資料

- ・ (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) では、「国際エネルギー消費効率化等モデル事業 FS 調査」として、アジア太平洋地域の途上国において、わが国の省エネルギー、石油代替エネルギー技術の有用性を実証、普及するための実現可能性の調査 (フィージビリティ・スタディ) を実施している。



図表 6 「国際エネルギー消費効率化等モデル事業 FS 調査」の枠組

(出典) 経済産業省「京都メカニズム利用ガイド」

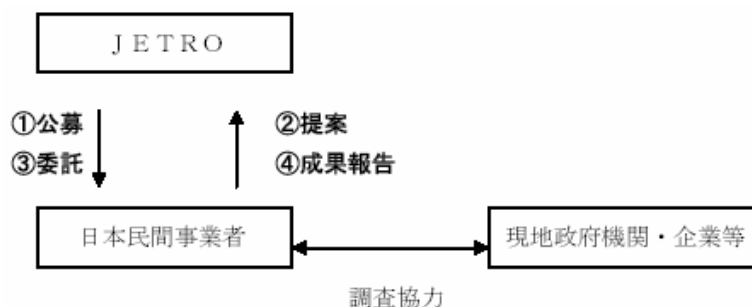


図表 7 「国際エネルギー消費効率化等モデル事業 FS 調査」採択状況

(注) 2003 年度予算 70 億円、2004 年度予算案 80 億円

(出典) NEDO 資料

- ・ (独)日本貿易振興機構 (JETRO) では、「地球環境・プラント活性化事業等調査」として、地球温暖化防止、プラント活性化等に資する将来の円借款有望案件を発掘・支援するための実現可能性の調査 (フィージビリティ・スタディ) を実施している。審査にあたっては、地球温暖化や省エネ以外の環境保全効果 (公害防止、自然環境保全、オゾン層保護、海洋汚染、砂漠化防止等) についても考慮される。



図表 8 「地球環境・プラント活性化事業等調査」の枠組
(出典) 経済産業省「京都メカニズム利用ガイド」

(2) 事業実施の円滑な推進

- ・ 経済産業省では、「CDM 運営組織整備事業」として、温室効果ガス排出削減事業のプロジェクト設計書(PDD)に関する人材育成を目的として「CDM 企業等組織内部人材育成研修コース」を 2004 年 1~3 月に実施。
- ・ 在外公館等を通じてわが国の京都メカニズム活用に関する取組について相手国政府に説明するとともに、日本の民間事業者等による CDM/JI 事業の相手国政府承認に関わる交渉の側面支援を実施。
- ・ 環境省では、「温室効果ガス排出量取引試行事業」として、事業者等の排出量取引についての経験を蓄積 (2003~04 年度)。

図表 9 「温室効果ガス排出量取引試行事業」参加者

分類	参加の方法	参加企業・団体数
タイプ I	企業単位の自主削減目標を設定した上で取引に参加	31 社
タイプ II	国内において温室効果ガス排出削減プロジェクトを実施し、取引に参加	11 社 (うち 6 社はタイプ I としても参加)
オブザーバー		25 企業・団体 (うち 5 社はトレーダーとしても参加)

(出典) 環境省資料

- ・ 経済産業省では「クレジット（排出削減量）取引・移転試行事業」として、温室効果ガスの国内での排出削減事業を実施し（CDM方式）、プロジェクト実施事業者の経験蓄積を実施（2003～04年度）。

図表 10 「クレジット（排出削減量）取引・移転試行事業」参加者

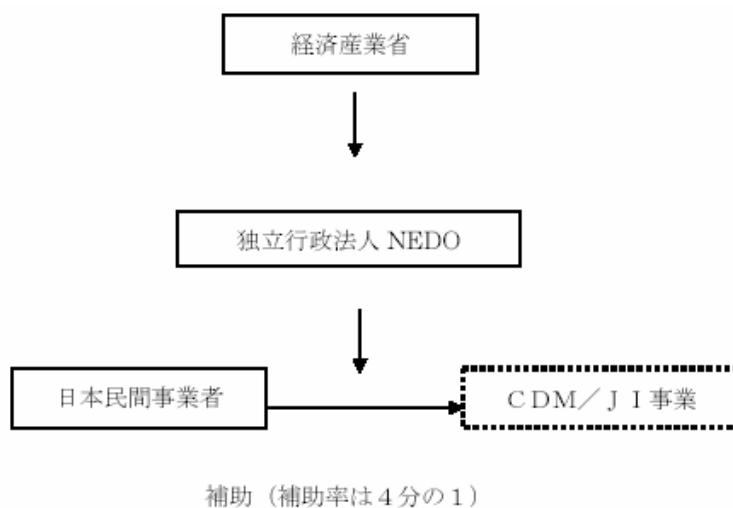
分類	参加の方法	補助の対象	参加企業・団体数
カテゴリー1	国内において温室効果ガス排出削減プロジェクトを実施する	事業費用および検証費用	8 プロジェクト
カテゴリー2		検証費用	21 プロジェクト
カテゴリー3	認証機関等		12 機関
カテゴリー4	インフラ整備の検討		100 機関等

（出典）経済産業省資料

- ・ 農林水産省では、(社)海外林業コンサルタント協会を事業実施主体として「CDM 植林ベースライン調査事業」を実施（2003～07年度）。候補地域におけるベースライン値の分布地図作成、国内外事業者へのベースライン情報及び経営指針の提供等を行っている。
- ・ 農林水産省では、(社)海外産業植林センターを事業実施主体として「CDM 植林技術指針調査事業」を実施（2003～07年度）。CDM 植林事業参加者（わが国、途上国）が、運営組織（OE）による有効化審査を通りやすくするようなプロジェクト設計書（PDD）事例を作成している。
- ・ 農林水産省では、(財)国際緑化推進センターを事業実施主体として「CDM 植林人材育成事業」を実施（2003～07年度）。事業申請から執行管理までを担う国内外事業者の能力養成を行っている。
- ・ 国土交通省では、途上国における自動車等の交通に起因するCO₂排出量の測定・把握及び都市鉄道整備等の対策ごとの削減量推計手法開発を実施し、CDM 推進を図っている。
- ・ 国土交通省では、海外の道路・下水道等のインフラ整備に関し、CDM を促進するための評価指針作成等を実施。

(3) 事業のファイナンス支援

- ・ 環境省においては 2003 年度より「CDM/JI 関連設備等整備事業」として、実現可能性や費用対効果が高いと認められるプロジェクトについて、CDM/JI 事業に必要な追加的設備（例：廃棄物の燃料化施設、風力発電施設）の導入に要する費用の一部（1/3 まで）を補助。プロジェクト設計書の有効化審査のみの実施に対する補助も可。国は、補助割合に応じてクレジットを取得する。（2003 年度予算 3 億円、2004 年度予算案 3 億円）
- ・ (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では「CDM/JI 実施支援事業」（国際エネルギー消費効率等協力支援事業、海外地球温暖化防止支援事業技術開発）として、CDM/JI 事業の実施に必要な費用（バリデーション費用、設備購入費、ベリフィケーション費用等）の補助を実施（補助率 1/4）。なお、補助事業を通じて取得されたクレジットのうち補助割合相当分については、原則として政府保有口座に移転することとなっている。（2003 年度予算 19 億円、2004 年度予算案 24 億円：エネルギー起源 CO₂ が約 20 億円、その他約 4 億円）
- ・ 「CDM/JI 実施支援事業」として、NEDO は 2003 年度、民間企業による「中国における N₂O 無害化プロジェクトの事前審査等事業」に関する助成金の交付を実施。



図表 11 「CDM/JI 実施支援事業」の枠組

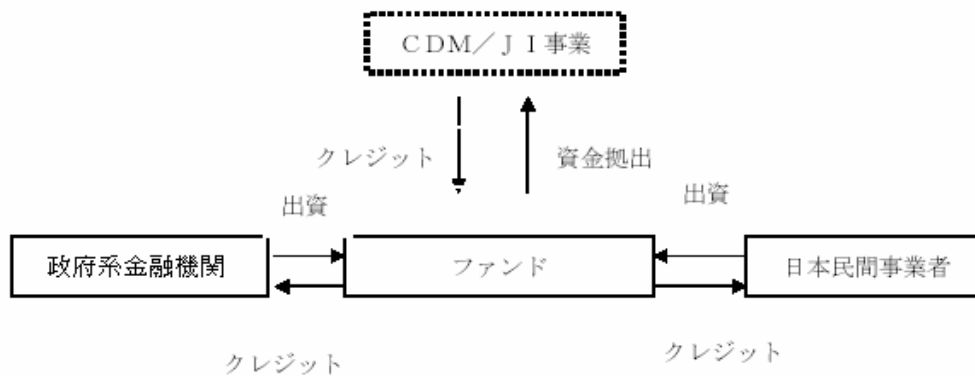
（出典）経済産業省「京都メカニズム利用ガイド」

図表 12 「CDM/JI 実施支援事業（補助金）」の概要

対象事業 《対象技術》	a. エネルギー起源 CO ₂ の排出抑制による CDM/JI 事業 《省エネ又は石油代替エネ（地熱・水力除く）利用技術》 b. 上記以外の温室効果ガス排出抑制による CDM/JI 事業 《代替フロン類・メタン・N ₂ O の回収技術、非エネルギー起源 CO ₂ の排出抑制技術、 地熱、水力》
対象経費	以下の事業に要する経費の一部： ①事前審査等事業 （Validation、CDM 理事会登録、「共同実施等推進基礎調査」で対象外技術の FS） ②設備導入事業 ③事後評価事業（Verification, Certification）
対象国	京都議定書を批准、又は批准が見込まれる国

（出典）NEDO 資料

- ・ 政府系金融機関（日本政策投資銀行、国際協力銀行）や民間企業が出資して、CDM/JI プロジェクトへの資金拠出を行いクレジットを獲得する「日本炭素基金」（JCF、仮称）の立ち上げを推進している。（財政投融资）

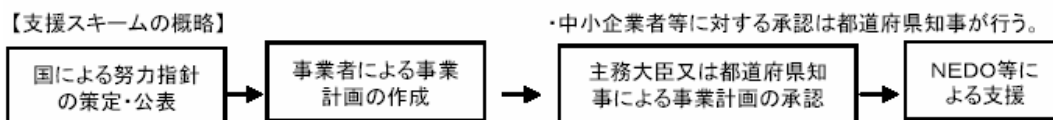


図表 13 日本炭素基金（JCF、仮称）の枠組

（出典）経済産業省「京都メカニズム利用ガイド」

(4) 事業のリスク回避支援

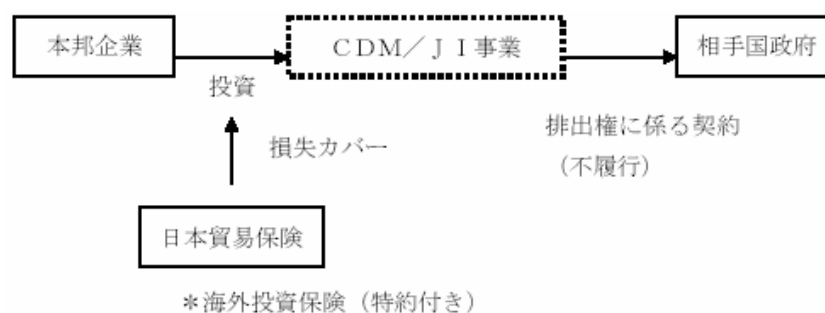
- ・ 「省エネ・リサイクル支援法」（2003年2月、期限を2013年3月31日まで延長）における政策支援の対象である「特定事業活動」として、海外での省エネ・代エネ事業を追加。これにより、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が債務保証及び利子補給等を行う（実施機関が産業基盤整備基金から変更された）。



図表 14 省エネ・リサイクル支援法による支援の枠組

（出典）経済産業省資料

- ・ (独)日本貿易保険では、CDM/JI 事業実施に関する投資先国政府等との間の契約について、個別に付保を審査し、貿易保険を実施している。



図表 15 貿易保険（日本貿易保険）の枠組

（出典）経済産業省「京都メカニズム利用ガイド」

(5) 認証機関に対する支援

- ・ (財)地球環境センター（GEC）では2002年度より、指定運営組織（DOE）候補機関等を対象に「CDM 認証モデル事業」として、我が国の認証機関等の CDM 運営組織業務に係る経験の蓄積を図るため、事業案件・運営組織候補を募集し、モデル的に認証業務を行っている。（2003年度予算1億円5件を採択。2004年度予算案1億円。）
- ・ 環境省では、「温室効果ガス排出量取引試行事業」（2003～04年度）において、事業参加企業の排出量検証を実施することにより、認証機関等の経験を蓄積。
- ・ 経済産業省では、「CDM 運営組織整備事業」として、運営組織の認証作業

に関する人材育成を目的として「バリデーター、ベリファイアー研修コース」を2004年1～3月に実施。

- ・ 経済産業省では、「クレジット（排出削減量）取引・移転試行事業」として温室効果ガスの国内での排出削減事業を実施し、CDM方式で第三者認証機関による有効化・検証を実施することにより、指定運営組織（DOE）候補機関等の経験蓄積を実施（2003年度）。
- ・ 国土交通省では運営組織（OE）の業務について調査を行い、OE育成を図っている。

図表 16 CDM 理事会に対し指定運営組織（DOE）認定申請中のわが国機関

・ 日本品質保証機構（JQA）	※
・ トーマツ審査評価機構	※
・ 中央青山サステナビリティ認証機構	
・ 朝日監査法人	
・ 日本環境認証機構（JACO）	
・ 日本プラント協会	

注）※に対しては机上審査・事務所審査を終え仮認定証発行済。
2004年3月24～26日開催のCDM理事会において、いくつかの機関に対し認定がなされる見込。

(6) 相談支援・情報提供等

- ・ ホームページ上での情報提供や相談受付、及び個別相談窓口（ヘルプデスク）の設置等を実施。
- ・ 環境省では、本省やホームページにおける情報提供・相談受付に加えて、(社)海外環境協力センターを窓口として、2003年度より、「京都メカニズム相談支援事業」を開始。ホスト国の事業ニーズや、ホスト国内での受入に関する制度内容等について調査した上で、情報を我が国の事業者に広く提供し、事業化に向けた相談に応じる。
- ・ 民間事業者が京都メカニズムを利用する事業を検討する際に用いる解説書や実施マニュアルを策定。環境省では「図説・京都メカニズム」、経済産業省では「京都メカニズム利用ガイド」として公表しており、内外のルール策定状況に応じて随時改訂している。
- ・ 国土交通省では、2003年3月、運輸部門のCDM/JIに関するワークショップを開催。

施策 1-4：相手国政府の理解促進等に向けた取組の実施

- ・ 環境省では、「CDM/JIに関する途上国等人材等育成支援事業」として 2003 年度より、CDM/JI の受入国の担当者を対象とし、ワークショップの開催、専門家の派遣等を行い、CDM/JI に関する専門的知見を提供するとともに、CDM/JI 受入に係る制度構築や実施計画の策定を支援している。(2003 年度予算 2.1 億円、2004 年度予算 2.5 億円)
- ・ 経済産業省では、CDM/JI のポテンシャルを有する途上国等におけるキャパシティ・ビルディングのため、現地政府職員及び民間事業者に対する CDM/JI 事業実施のための説明を実施。ホスト国政府の京都メカニズム活用体制整備を支援するとともに、現地事業者による CDM/JI 活用機会の顕在化を促している。(2004 年度予算 7.3 億円)
- ・ 外務省では、JI 対象国の政府関係者を招聘しての意見交換会等を実施。

施策 1-5：国際的ルールの策定への貢献

- ・ CDM 理事会のみならず、理事会傘下の認定パネル及び小規模 CDM パネルにも日本人専門家が参画。環境十全性を確保し、かつ経済合理的な国際ルールの策定に貢献。
- ・ CDM 理事会において、方法論（ベースライン、モニタリング）の確立、CDM 運営組織の認定、CDM 事業の登録方法等について審議。

施策 2-1：2008 年以降の本格的な活用に向けた必要な制度の在り方等の検討

- ・ 環境省においては、「温室効果ガス排出量取引試行事業」を通じて、費用効果的な排出削減対策であると同時に京都メカニズムの本格的な活用策である国内排出量取引制度について、技術的な知見を集積するとともに制度の在り方について検討している。
- ・ 経済産業省においては、「クレジット（排出削減量）取引・移転試行事業」を通じて、CDM/JI クレジットの保有、移転、取引等に関するインフラ整備について、環境省と連携しつつ検討している。

【参考】 CDM 理事会等の状況

(1) CDM 理事会の状況

CDM 理事会は、CDM 制度運用の中核機関であり、CDM プロジェクトの登録、クレジットの発行等を行う。現在、CDM 理事会では、プロジェクトの登録等に先立ち、以下のような準備作業を行っている。

①指定運営組織（審査機関）の認定審査

- プロジェクトの審査を行う指定運営組織には、これまで19機関（うち日系は6機関）が CDM 理事会に認定を申請。
- うち、机上審査・事務所審査を終えた4機関に対し、仮認定証が昨年12月に発行された。
 - ※ 4 機関…(財)日本品質保証機構、(株)トーマツ審査評価機構、DNV、TUV-Suddeuschland
- 3月24～26日開催の CDM 理事会において、上記のうち2機関に対し認定がなされる見込み。

②ベースライン設定・モニタリング方法の承認

- ベースライン設定・モニタリング方法について新たな方法を用いる場合は、プロジェクトの正式登録に先立ち、方法論について CDM 理事会の評価・承認を受けることが必要。
 - これまで、48件の新方法論の申請が CDM 理事会に対してなされ、うち9件が承認されている。
 - ※承認された案件のうち日系企業関係のものは、以下の3件
 - ・韓国ウルサンにおける HFC 破壊事業（イネオスケミカル等）
 - ・タイにおける籾殻発電事業（三菱証券等）
 - ・チリにおける燃料転換事業（電源開発等）
- 早ければ、本年6月の CDM 理事会において、CDM プロジェクトの正式登録がありうる。

(2)吸収源 CDM に関する COP9 での合意の概要

昨年12月にミラノで開催された COP9 においては、吸収源 CDM のルールに関し、以下のような合意がなされた。

①小規模 CDM

小規模吸収源 CDM プロジェクトの要件が以下のとおり定義された。

- 1)年間の CO₂ 吸収量が 8,000 トン未満であること。
- 2)ホスト国の低所得層の団体及び個人により、計画又は実施されるものであること。

※小規模 CDM のメリット

- ・簡易な手続となるため、事業者のプロジェクト参加が促進される。

②森林の定義

以下の事業を吸収源 CDM の対象とすることで決定した。

- 1)新規植林：50年間森林でない土地を森林に転換する行為
 - 2)再植林：1989年末時点で森林でない土地を森林に転換する行為
- ※90年代に伐採された土地に再植林されたものは対象外

③非永続性

吸収源 CDM プロジェクトに伴うクレジットの非永続性に対処するため、以下の規定を設ける。

※非永続性：火災や伐採等により「炭素を固定した」という効果が消失するおそれがあること

※(吸収源)クレジット：京都議定書に基づく削減目標に使うことができるCO₂吸収量

- 1)クレジットに有効期限を設ける（事業者は短期又は長期のクレジットを選択可能）
- 2)クレジットは、発行された約束期間の目標達成にのみ使用可能
- 3)5年ごとに植林地の炭素蓄積量のモニタリングが必要
- 4)クレジットが失効すれば、他のクレジットで補填しなければならない